

臨時休校の扱いについて

自然災害等に伴う緊急の事態が生じた場合、生徒の登下校における生命の安全を第一に考え臨時休校または、途中下校の処置をとることがある。

1. 授業日に気象警報が発令されたとき

- ・岡山市に下記の警報（ア～エ）が
① 午前8時より前に発令されている時は自宅待機とする。
② 午前8時の時点で発令されている時、あるいは登校時刻（8時45分）までに発令された時は休校とする。
ア. 大雨警報 イ. 暴風警報 ウ. 大雪警報 エ. 暴風雪警報
- ・岡山市に警報が発令されていない場合でも、居住地域に上記の警報（ア～エ）が発令されている時は危険のない範囲で登校し、危険を伴うと判断される場合には、登校の必要はない（公欠扱い）。
- ・JR等の予告運休により前日までに休校を決定し、オンライン授業となる場合がある。

2. 定期考查日（中間・期末・学年末考查日）に気象警報が発令されたとき

- ・岡山地域（岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町）倉敷地域（倉敷市・総社市・早島町）東備地域（備前市・赤磐市・和気町）のいずれかに、上記の警報（ア～エ）が
① 午前7時より前に発令されている時は自宅待機とする。
② 午前7時の時点で発令されている時、あるいは登校時刻（8時45分）までに発令された時は休校とする。
- ・この場合、当日の試験は試験最終日の翌日以降に実施する。

3. 通学圏のJRダイヤが混乱したとき

- ・岡山駅発着のJRが諸事情により午前7時の時点で全面ストップしているときは休校とする。
- ・岡山駅発着のJR各線のうち、一部のみダイヤが混乱・運行停止のときは休校としない。無理のない範囲で最寄りの交通機関（代替）を利用し可能な限り速やかに登校すること。授業時間の変更等で対処する。

4. その他

- ・万一、大規模地震が県下（県南）に発生し、学園の建造物が著しく破損したり、登下校の状態が危険なときは休校とする。
- ・万一、法定（学校）感染症が生徒間に多数蔓延し、授業が不可能と判断したときは臨時休校、または学級閉鎖の処置をとる場合がある。
(P43参照)

（注）警報発令時の対応について不明な点は本校ホームページでご確認ください。